㈢　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）
第八九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第一〇二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者
6　文部科学大臣は、法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び2の大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いることとした。（第一一条関係）
7　認証評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価を行うに際し、4の文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の目的となっている法科大学院の認証評価については、当該法曹養成連携協定において当該法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うこととした。（第一二条第二項関係）
8　法務大臣は、三の1の法務省令の制定等に際し、あらかじめ文部科学大臣に通知するものとし、この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができることとした。（第一三条第三項関係）
9　法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関係する機関の意見を聴くことができることとした。（第一三条第五項関係）
二　学校教育法の一部改正
大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、当該大学院に入学させることができることとした。（第一〇二条第二項関係）
三　司法試験法の一部改正
1　司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であって、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次に掲げる要件を満たすことについて認定をしたものを追加することとした。（第四条第二項第一号関係）
㈠　当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。
㈡　司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。
2　1の受験資格を有する者は、1の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間において司法試験を受けることができることとした。（第四条第二項第二号関係）
3　司法試験予備試験の論文式による筆記試験の試験科目について、一般教養科目を廃止するとともに、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目を追加することとした。（第五条関係）
4　法務大臣は、3の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴くこととした。（第六条関係）
四　裁判所法の一部改正
三の1の受験資格に基づいて司法試験を受け、これに合格した者については、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とした。（第六六条第一項関係）
五　この法律は、一部を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（公正取引委員会）

1　課徴金適用対象等の見直し
㈠　納付を命ずる課徴金の額の計算において、違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等を算定基礎に追加することとした。（第七条の二第一項並びに第七条の九第一項及び第二項関係）
㈡　違反行為が公正取引委員会による調査等の日の一〇年前の日前から行われているときは、違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすることとした。（第二条の二第一三項及び第一四項並びに第一八条の二第一項関係）
2　課徴金算定率等の見直し
㈠　不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、当該行為が卸売業又は小売業に係るものである場合に適用する、納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率（以下「算定率」という。）に係る規定等を廃止することとした。（旧第七条の二第一項及び第六項関係）
㈡　不当な取引制限を行った規模の小さい事業者に対する算定率の適用においては、当該事業者の子会社等が規模の小さい事業者に該当しない場合を除くこととした。（第七条の二第二項関係）
㈢　調査開始日から遡り一〇年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合に適用される算定率について、その適用対象を整理することとした。（第七条の三第一項関係）
㈣　他の事業者に対し違反行為をすること等を要求等した場合に適用される算定率を、他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に、当該違反行為に係る算定基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、又は仮装すること等を要求等した者等に対して適用することとした。（第七条の三第二項関係）
3　課徴金減免制度の見直し
㈠　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行った者に限る。以下同じ。）について、当該事業者の数にかかわらず、減算前の課徴金の額（以下「減算前課徴金額」という。）に当該事実の報告等を行った順位に応じた一定の割合を乗じて得た額を当該減算前課徴金額から減額することとした。（第七条の四第二項及び第三項関係）
㈡　公正取引委員会は、㈠の事実の報告等を行った事業者（以下「報告等事業者」という。）から協議の申出があったときは、当該報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該報告等事業者との間で、当該報告等事業者が当該協議において公正取引委員会に対し、報告又は提出の申出を行った事実又は資料を合意後直ちに報告又は提出すること等の行為をし、かつ、公正取引委員会が上限割合の範囲内において、減算前課徴金額を減ずべき割合として定めた特定の割合を乗じて得た額を当該減算前課徴金額から減額すること等を内容とする合意をすることができることとした。（第七条の五第一項及び第二項関係）
㈢　報告等事業者が㈡の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかった場合等に、課徴金減免制度の適用をしないこととした。（第七条の六第五号～第七号関係）
4　排除措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続の整備
違反行為が既になくなっている場合において、当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる期間及び課徴金の納付を命ずることができる期間を、当該違反行為がなくなった日から七年とすることとした。（第七条第二項及び第七条の八第六項関係）
5　延滞金の割合の見直し
課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を、年一四・五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とすることとした。（第六九条第二項関係）
6　罰則規定の見直し
㈠　調査における強制処分に係る罰則としての罰金の上限額を三〇〇万円に引き上げるとともに、行為者を罰するほか、法人等に対しても罰金刑を科することとした。（第九四条の二並びに第九五条第一項第四号及び第二項第四号関係）
㈡　検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を二億円に引き上げることとした。（第九五条第一項第三号及び第二項第三号関係）
7　犯則調査権限の整備
犯則事件（第八九条から第九一条までの罪に係る事件）を調査する場合において、公正取引委員会の職員は、記録命令付差押え等ができるようにする等、所要の規定を整備することとした。（第一〇二条～第一一六条関係）